

令和4年8月30日

株式会社中日新聞社
大島宇一郎 殿

抗議文

弁護士 上 野 晃

弁護士 本 田 聡

貴社、東京新聞 別紙 2022年8月19日朝刊記事19頁「親権を考える」の記事（以下、「本記事」といいます。）について、以下の通り、著しい偏見及び事実誤認があり、社会の誤解を助長し、子どもに会えず、連れ去りに遭っている被害者を一層苦しめるものがあるので、ここに抗議し、謝罪と、訂正記事の掲載を求めます。

1. 本記事では、「共同親権が主流だった欧米では近年、DVや虐待被害を重視し、共同養育から子どもの安全を優先する方向で法制度を見直す動きが広がっている。」と主張するが、このような事実は存在しません。小川富之氏という方が、オーストラリアの2011年の法及び運用改正を捉えて、「欧米では共同親権の見直しが行われている」と、盛んに吹聴しているようですが、同国の行政機関やジャーナリストから、同氏が主張する事実が否定されています。貴社が、共同親権の見直しが行われているといういかなる根拠をもって記事としたのか、誤りがあるので謝罪と、訂正記事の掲載を求めます。
2. また、本記事では、別居親がDVや虐待の加害者である場合に、同居親が、「加害者から逃げられない」などと、述べる者の発言を抜粋して掲載していますが、子やその他家族に対するDVや虐待があれば、これを防止保護するのが当然のことであるうえに、一人親から虐待されている子の数が、二人の親から虐待されている子の数の実に4倍近いという事実への事実誤認及び取材不足による誤導が見られる誤った記事であり、謝罪と、訂正記事の掲載を求めます。

実際に、心中以外の児童虐待死事例が生じた世帯のうちひとり親世帯は

27.3%であり、子がいる全世帯のうちひとり親世帯の割合が約7%であることを考えると明らかに高く、4倍近い数字です¹。

3. さらに、本記事では、「別居親が家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てた場合、特別の事情がない限り、実施が認められる」などと、現在でも面会交流が行われていると、誤導する内容が記載されていますが、現在の日本における面会交流は、月1回2時間だけというのが一般的で、実の親が、子の友人や、学校の先生、塾の先生などよりも、極めて短時間しか会えないという運用が為されていることを、殊更に看過して、あたかも、十分な面会が行われていると誤導する悪質な記事です。共同親権とは、すでに、婚姻中の親が子に対して有するのが共同親権であって、それは、両親が平等であるという原則に従うことです。月1回2時間の親子の関係が、平等な親子の関係とは到底言えません。そして、共同で養育するという概念と程遠い内容でしかありません。それを、誤解させる誤った記事であって、謝罪と、訂正記事の掲載を求めます。
4. なお、最後に、「子の最善の利益とは一」などと結論のない、まとまりのない記事になっていますが、子の利益は、子どもの権利条約や、ハーグ条約²の趣旨を見れば明らかなように、「子どもが親から虐待や暴力などを受けずに、愛されて暮らすことであること」であることは世界的にも常識になっています。そのため、子どもの権利条約では、「父母はその意に反して子から分離されない」と明確に規定しています。これを論評せずに、極めて限られた論者の取材に依存して誤った記事にすること自体がその社会的影響からして間違っているのです。謝罪と、訂正記事の掲載を求めます。

以 上

¹厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について～社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第17次報告』

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>)。

なお、心中以外の虐待死事例に含まれる再婚世帯の割合は4.4%。主たる加害者の7.0%(2.6%)が「実母の交際相手」、1.8%(0.3%)が「継父」、0.7%が「継母」である。

注：（）内の数字は実母も主たる加害者である割合

²「児童の権利に関する条約」 「第7条1 児童は、（中略）できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」 「第9条1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。（後略）」

親権を 考える

子どもの育ちの観点からも、離婚後の子どもの養育の在り方について、慎重な議論をする必要があるのではないかと。医師や心理士、保健師らでつくる日本乳幼児精神保健学会は6月末、こうした声明を出した。法制審議会（法相の諮問機関）の家族法制部会で、父母の双方が親権を持つ「共同親権」の導入が議論されていることに、危機感を持ったからだ。

共同親権になれば、「離婚後も父母が共同で子育てができる」と導入を推進する意見がある。別居親と子どもの面会交流や養育費の支払いもスムーズに行えることを期待する声も上がる。

一方で、「子どもの安全・安心を守れるのか」との懸念は根強い。同学会は声明で「家庭内暴力（DV）や虐待が継続したり、父母間の葛藤や紛争がこじれて慢性化したりして、同居親が危険やストレスから子育ての余裕を失い、養育の質が低下しないか」と訴える。

共同か単独か

懸念は根強い。同学会は声明で「家庭内暴力（DV）や虐待が継続したり、父母間の葛藤や紛争がこじれて慢性化したりして、同居親が危険やストレスから子育ての余裕を失い、養育の質が低下しないか」と訴える。

同学会の理事で児童精神科医の黒崎充英さんによると、虐待を受けた子どもは一般的に、不安感が強く、抑うつ状態に陥るなど、その後の対人関係にも影響を及ぼしている心理的不安やストレスを抱えている。

単独親権（現行法を維持）

共同親権か単独親権を選択可能

親権の原則は？

- 原則、共同親権
- 原則、単独親権

共同親権の場合、身の回りの世話などをする「監護者」を決めるか？

- 父母の一方を必ず決める
- 監護者を決めるかは父母の協議で選択

監護者を決めた場合、親権の行使は？

- 監護者は単独で行使可能
- 父母双方の協議に基づき行使（意見対立時は監護者が単独で行使）
- 父母が共同して行使（重要事項について意見対立時は家裁が親権行使者を決定）

法制審議会家族法制部会で示された中間試案のたたき台

子どもの利益 第一に

トレスを軽減するための医療的ケア、養育費では足りない経済的支援など、生活全体をサポートする制度が必要」と話す。

DV被害者や支援者らの危機感も強い。離婚後の親権に詳しい弁護士岡村晴美さん（名古屋市）は「共同親権により、子どもの進路や重大な医療方針などの重要事項を決める時に、別居親の同意が必要となれば、加害者から逃げられない」と指摘する。父母の意見が一致しない場合、結論が出るまで時間がかり、不利益を被るのは子どもだ。

共同親権か単独親権か選択制にした場合でも、加害者親が「共同親権なら養育費を払う」などと主張し、事実上、強制的に共同親権になる恐れもある。「別居親が子どもに会いたい場合、今の単独親権の枠組みで面会交流はできる。面会ができないのはDVや虐待があるケースで、共同親権になったら面会できるわけではない」と岡村さん。別居親が家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てた場合、特別の事情がない限り、実施が認められるからだ。

部会が七月に示した親権制度見直し案のたたき台では、単独親権と共同親権を併記した上で、単独か共同のいずれかを選択するか、共同の場合は子どもの身の回りを世話する「監護者」を決めるかなど、論点ごとに枝分かれした複数の選択肢を提示。今月末に中間試案をまとめ、パブリックコメントで国民の意見を募るとしている。

ただ、「親権」の概念や定義を巡っても、部会で意見がまとまっていない。「大事なところが決まっていないのに、国民に正しい選択ができるのだろうか」と岡村さん。たたき台では、「子の最善の利益」を考慮することを大前提として掲げる。子どもにとって最善の利益とは、「丁度な議論が求められる」（この連載は長田真由美が担当しました）

